

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

戸田工業グループは、よりよき市民、よりよき企業市民として、社会的責任の実現が重要な役割であることを認識し、将来への継続的で健全な発展のために、経営理念・経営方針に基づく経営を継続的に進めて参ります。コンプライアンスの精神を土台として関係法令および社内規程等を遵守し、企業トップ自らが率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先に周知させます。さらに、反社会的勢力および団体との不適切な関係を持ちません。

そこで、取締役会の機能である株主代表としての執行のモニタリング機能を強化し、透明性ある経営を推し進めるとともに、環境変化に迅速に対応できる俊敏なコーポレート・ガバナンスを目指して行きます。さらに、適切な情報開示により、株主及びその他のステーク・ホルダーの権利と利益を平等に守るために、以下の原則を定めその実現に努力します。

1. 株主の権利の保護に努力します。
2. 株主の平等性の確保に努力します。
3. 株主以外のステーク・ホルダーとの円滑な関係の構築に努力します。
4. 情報開示と透明性の確保に努力します。
5. 経営の監督を充実させ、株主に対するアカウンタビリティが確保されるように努力します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	12,600,000	20.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,722,000	7.74
株式会社広島銀行	2,174,000	3.56
株式会社中国銀行	1,200,000	1.97
堤 浩二	1,100,000	1.80
松井証券株式会社	1,075,000	1.76
高橋 由紀子	1,029,598	1.69
日本証券金融株式会社	999,000	1.64
大和証券株式会社	968,000	1.59
寺田英司	965,000	1.58

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。上記のほか、当社が保有する自己株式3,397千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

化学

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑野 秀光	他の会社の出身者											
大堀 英生	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑野 秀光	○	同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	同氏は、永年にわたり曙ブレーキ工業株式会社の経営に携わられてきた経営者としての豊富な経験と高い見識・知見に基づき、当社の経営全般に対する監督・監視機能を期待して、社外取締役候補者に推薦するものであります。また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっておらず、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として選任しております。
大堀 英生		――	同氏は永年にわたり伊藤忠商事株式会社の化学部門の事業に携われ、その経験・見識を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役候補に推薦しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に打合せの機会を持ち、監査計画の概要説明や会計監査人が監査役に通知すべき事項に関する説明、及び四半期決算や本決算に関するレビューの概要報告および監査概要報告を受け、相互連携を深めております。さらに必要に応じて打合せの機会を持って、監査の過程に必要な事項についての情報提供および意見交換を行い、監査の適正性・信頼性を高め、相互の連携を強めるよう努力をしております。

また監査役と内部監査室は、内部統制システムの構築、運用およびその評価について定期的に、情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大本 宜司	弁護士													
高野 幹夫	学者													
千賀 明雄	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大本 宜司	○	同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	同氏は、弁護士としての豊富な経験と法令に関する幅広い知識を有しており、当社の監査機能の強化を図るため選任しております。また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっておらず、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員として選任しております。
高野 幹夫	○	同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	同氏は、永年大学において研究に携わっておりその研究内容は、当社事業領域に深く関連しています。さらに、以前大学の附属研究所長に就任していた等経営感覚の持ち主であり、豊富な経験と幅広い知識を有効に活用して当社の監査機能の強化を図るため選任しております。

			また、当社とは、特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員として選任しております。
千賀 明雄	○	同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。	同氏は、公認会計士としての豊富な経験と関係法令に関する幅広い知識を有しており、当社の監査機能の強化を図るため選任しております。また役員報酬以外の多額の金銭その他の財産の支給は行なっておらず、当社とは特別な利害関係がないこと等から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断し、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

従来より、役員賞与の増減による業績連動型に類似した施策は行っております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役
------------------------------------	-------

該当項目に関する補足説明 更新

2015年6月26日開催の定時株主総会において、社内取締役に對して、株式報酬型ストック・オプションを導入することを決定いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2014年4月1日から2015年3月31日までの第82期事業年度における取締役の年間報酬として、取締役9名に対し、120百万円を支給しております。

(注)

1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。
2. 取締役の報酬の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額32百万円が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に対する専従スタッフは特別に配置していませんが、事案に応じて関係組織で適宜対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

○業務執行に関して

取締役会が業務執行に関する意思決定機関であり、業務執行取締役に対する監視・監督機関となっています。取締役会は、迅速かつ的確な経営判断がなされるよう取締役6名で構成されており、月1回以上、開催し、重要事項を付議し決定しております。

また、事業部門の業務執行状況を把握するために行なう経営会議体は月1回開催され、取締役・執行役員・監査役が出席し、各事業部門の事業方針、事業計画、遂行状況、課題の報告と討議を行っております。取締役会規程に定められた付議すべき重要事項があれば取締役会に提案することとしております。

また、内部統制システム及びリスク管理体制に関しては、平成16年度より担当の取締役を選任し、コンプライアンス委員会を設け、法令及び社内規程等の遵守の徹底、企業倫理の確立のほか、管理責任の明確化、リスク関連情報及び開示情報の透明性向上に取り組んでおります。

○監査・監督に関して

監査役が毎回取締役会及び各経営会議体等の重要な会議に出席し、客観的な立場から取締役の職務執行に対し必要に応じて意見を述べる等、取締役の職務執行を十分に監視しております。

また、会計監査人については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結び、公正不偏の立場から会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人の指定有限責任社員である尾崎更三、高山裕三の2氏であります。また、当該監査責任者以外の監査従事者は、公認会計士、米国公認会計士、公認会計士試験合格者、システム監査担当者による9名の構成となっております。

○監査役の機能強化に向けた取組状況

「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」及び「社外監査役の選任状況」の欄をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では「監査役会設置会社」を経営統治形態としております。社外取締役を含む取締役会は重要な業務執行に関する意思決定機関であり、業務執行取締役に対する監督機関となっております。取締役会は、当社グループの事業内容に精通し、当社の強みである基礎技術開発の重要性を理解した取締役で構成されており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制を確保しており、月1回の定例の取締役会だけでなく、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行状況の監督、基本事項及び重要事項を付議し決定しております。さらに、取締役の職務執行を相互に監視・監督する役割は有効に機能していると考えております。また、独立性の高い社外監査役3名を含む監査役が監査を実施しており、経営の監視機能の客観性及び中立性を十分に確保した監査体制を整えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	自社ホームページにて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期につき1回(5月、11月頃)、機関投資家を対象とした事業説明会を開催しています。説明の内容は、決算及び中間決算の概要・今後の事業見通し・事業ごとのトピックス等です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(URL http://www.todakogyo.co.jp/)にIR資料として決算短信等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務執行役員1名を責任者とするIRに関する部署を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資家をはじめとする各ステークスホルダーの皆様への情報開示のあり方を規定するために、コーポレート・ガバナンス原則、及びコンプライアンス行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の取り組みについては、環境活動報告書を作成し、当社ホームページ上で公開しております。 具体的には、当社で使用する原料の中には、鋼板の酸洗工程からの廃液から再資源化したものがあり、生産活動そのものが廃棄物の削減、資源の有効利用において、社会貢献しております。 他の原料についても供給者、供給協力業者から、弊社の環境への取り組みについてのご理解とご協力をいただき、原料中に含まれる環境有害化学物質の管理、梱包剤の簡素化・リサイクル等環境負荷軽減活動を実施しております。 輸送業者に対しても環境に関する指導を行いアイドリングストップ運動などの活動を積極的に推進しております。また事務用品、工場備品については、エコ商品を積極的に購入しております。 そして環境問題は、化学メーカーとして存続していくためには避けては通れない重要な課題と捉えており、環境安全部を設けて、取り組みを強化しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの公正かつ正確な財務情報や、経営理念、経営方針、事業活動、CSR活動などの企業情報を、適時適切にわかりやすく提供することをCSR方針、CSR行動規範に掲げ、実践しております。
その他	株主の皆様へは、年に1回株主総会后、懇談会を設けて、会社の理解を深めていただけるよう状況報告に努めております。また従業員との良好な関係を構築するために、日々の協議を通じてより良い会社の構築に努めています。また、地域活動にも積極的に参加し、地域との連携を深めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、戸田工業グループ(当社、当社の子会社、関連会社及び関係会社を指し、以下、当社グループという)の事業経営の有効性・効率性を高め、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法規の遵守を促すため、取締役会の決議により、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定めました。

当社の取締役会は当該内部統制システムの運用・実施にあたり、問題点の把握と改善を行い、必要に応じてこの体制を見直すものとします。

(1) 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、既に制定されているコンプライアンス行動規範及びコンプライアンス推進規程並びにコーポレート・ガバナンス報告書に記載する基本的な考え方の実践的運用を徹底する。

ロ. 当社は、取締役会の下に設置され委員長を代表取締役が務めるコンプライアンス委員会の統括の下に、コンプライアンス経営の推進を図り、グループ全体のコンプライアンス体制を整備する。また、コンプライアンス委員会の下に設置されたコンプライアンス推進本部が、これらの具体的活動を実施、推進する。

ハ. 当社は、コンプライアンス推進規程に基づき設置されている、法令・定款及び企業倫理の遵守や公正な事業運営の視点で問題があると感じる事例の相談・通報窓口について、その運用面での実効性を高める体制を整備する。また、相談・通報者の保護を徹底する。

ニ. 当社は、当社グループの取締役及び取締役会の監視、監督義務を実行面で支援し、内部統制全般の有効性を確保するため、内部監査担当部署を設け、定期的な内部監査により、法令、定款及び社内諸規程への適合性を調査し、結果を当社の取締役会へ報告する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社グループ各社は、法令及び文書管理に関する社内規程に従い、株主総会議事録や取締役会議事録など取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存及び管理する。

ロ. 当社グループ各社は、前項の文書管理に関する社内規程を整備し、その運用を徹底する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する規程やマニュアルを整備し、リスクの洗い出し、状況監視、未然防止対策、危機発生時の対応などを行うリスクマネジメントシステムを構築する。

ロ. 当社は、取締役会の下にリスクマネジメントを統括する部署を設置するとともに、統括責任者を明確にする。さらに、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当社グループの組織全体のリスクを網羅的、継続的に監視する。

ハ. 当社の内部監査担当部署は、リスクマネジメントを統括する部署と連携し、部署ごとのリスク管理状況を監査し、その結果を当社の取締役会、監査役会に報告する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループ各社の取締役会は役員、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図る。

ロ. 当社グループ各社の取締役会は職務分掌に基づき、各部署を担当する取締役に業務の執行を行わせる。

ハ. 各部署を担当する取締役は、目標達成に向け具体策を立案し実行する。

ニ. 当社グループ各社は取締役会を毎月または会社法の定めに従い開催し、業務執行状況の監督、基本的事項及び重要事案に係る意思決定を機動的に行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループに共通のコンプライアンス規範、コンプライアンス推進規程ならびにリスク管理に関する規程を整備する。また、相談・通報体制の範囲を当社グループ全体とする。

ロ. 当社グループ各社には業務の適正を確保するための責任者を置き、当社の内部監査担当部署と協力し内部統制システムの整備を行う。

ハ. 当社の内部監査担当部署は、定期又は臨時に当社グループ各社における内部監査を行い、その結果を取締役に報告する。また、当社グループ各社に対し、改善策の指導、内部統制実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 現在の監査役の体制は適正に配置されていると考えているので、当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことは考えていない。

ロ. 監査役の職務を円滑に遂行するために、補助すべき使用人をおく必要が発生した場合には、その使用人に関する事項については、当社の取締役会と監査役とは十分な意見交換のもとに決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項

補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項については、当社の取締役会と監査役とは十分な意見交換のもとに決定する。

(8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 当社グループの取締役は、当該会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに当社の監査役に報告する。

ロ. 当社の常勤監査役は、重要な経営の意思決定の過程及び当社グループの取締役の業務執行の状況を把握するため、当社グループ各社の取締役会、その他、ユニット会議など会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、契約書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役又は使用人に説明を求める。

ハ. 当社グループの使用人が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、当社の常勤監査役へも相談・通報できるよう体制を整備する。

ニ. 常勤監査役は他の監査役に適時情報の提供を行う。

ホ. 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員、社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、社員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の監査役は、会計監査人から会計監査計画及びその結果の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連係を図る。また当社の監査役は、内部監査担当部署とも密な連係を図り、効率的な監査を実施する。

ロ. 当社の監査役は監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で、社外弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができる。

ハ. 当社は、当社の監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、以下の通りです。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、関係の遮断を図ります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署の設置状況

総務担当部署を対応統括部署とし、反社会的勢力排除への体制を整えております。

(2) 外部専門機関との連携状況

平素より関係行政機関や弁護士などの外部専門機関との間で、意見交換を行い、連携関係を構築しています。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

外部専門機関との意見交換や広島県企業防衛協議会、広島県防犯連合会、広島県警察友の会に所属し、情報の収集に努めています。また収集した情報は、関係部署へ周知し、注意喚起を行っています。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力からの不当要求に対する対応手順を示した規程を整備し、関係部署へ周知しています。

(5) 研修活動の実施状況

平成24年7月より、役職員、協力会社社員、パート社員等を対象としたCSRに関する社内教育の取り組みを開始しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要については、以下の通りです。

(1) 情報開示の基本方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう下記に記載した社内体制の充実につとめるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでまいります。

また投資家をはじめとする各ステーク・ホルダーの皆様への情報開示のあり方を規定する為に、コーポレート・ガバナンス原則、及びコンプライアンス行動規範を定めております。

(2) 会社情報の適時開示に係る体制

1). 情報の収集

当社の会社情報については、当社各担当部門(子会社含む)から情報取扱責任者が管掌である財務経理・法務・人事総務部門を中心とした情報取扱担当部門に情報を集約しております。

2). 適時開示の要否判断

上記体制による集約された会社情報について、適時開示規則等に従い、情報の重要性・適時開示の要否を判断し、情報取扱責任者は、代表取締役または取締役会へ報告、上程し、適時開示の要否、開示内容等について決定しております。

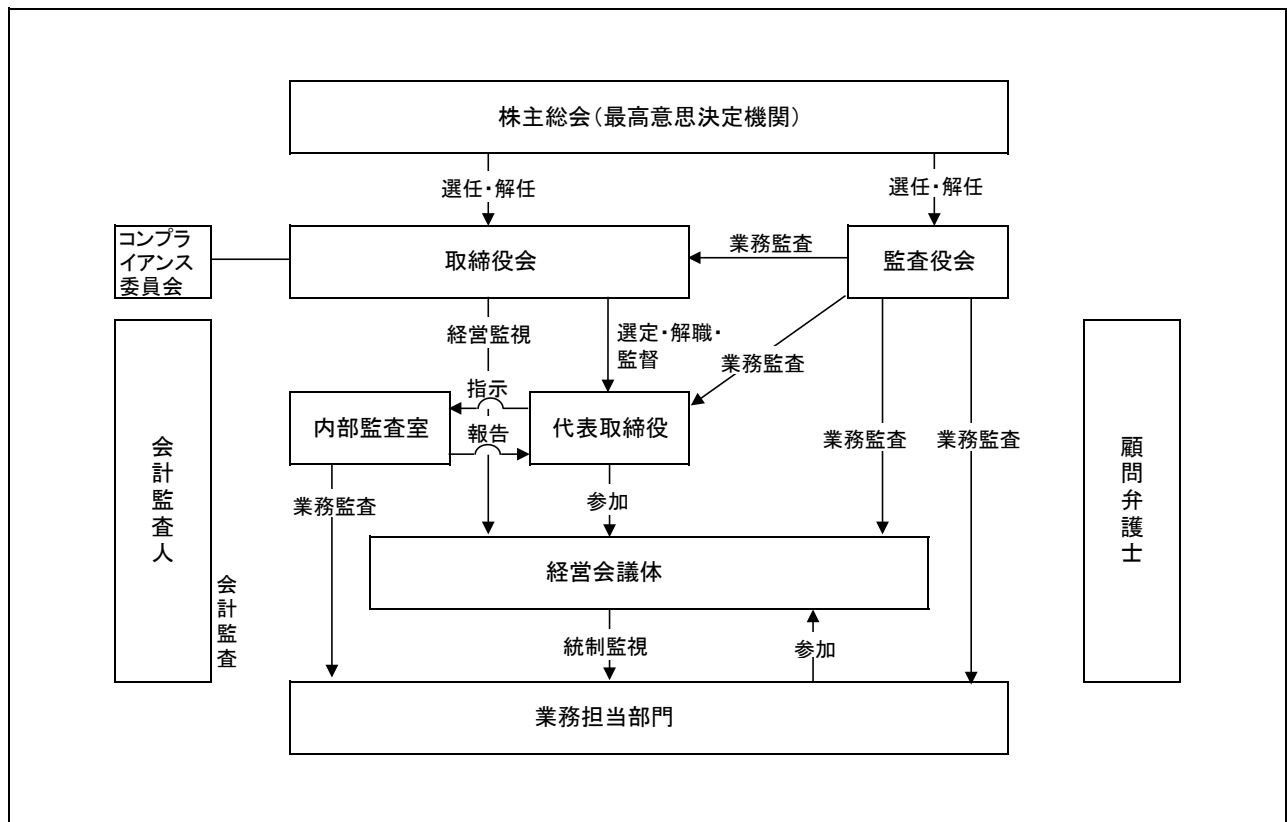
3). 適時開示の方法

適時開示を行う場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。また、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページや報道機関を通じて速やかに公表することとしております。

(3) 適時開示体制のモニタリング

当社監査役は、適時開示体制が適正に機能しているか、監査を実施しております。

<コーポレート・ガバナンス体制 概要図>



<適時開示体制 概要図>

